平成２９年（フ）第１４５８号
札幌市北区新川西２条３丁目７番２号
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４７０号
札幌市豊平区水車町１丁目６番11―302号
債務者　遠藤　香織
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４９１号
札幌市白石区栄通１丁目11番21―201号
債務者　工藤　祐司
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５２１号
札幌市中央区南11条西21丁目４番１―102号
債務者　秋元　　学
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５３７号
札幌市豊平区月寒東２条15丁目２番３―318号
債務者　長谷川豊子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５４３号
札幌市白石区中央１条７丁目10番16―407号
債務者　鈴木　朝子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７号
北海道枝幸郡枝幸町新港町909番地28
債務者　土門　幸枝（旧姓海老名）
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２９年（フ）第１３７号
茨城県つくば市谷田部2228番地２　福田坪コーポ101号、前住所茨城県つくば市花畑３丁目18番地９　レオパレスセット・ラマーレ206号
債務者　足立　　剛
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１８９号
群馬県前橋市駒形町1542番地12　大沢ハイツＡ―101号
債務者　熊谷　怜佳（旧姓八取・髙林）
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２１２号
群馬県前橋市荒牧町13番地44　ホワイトハイム　202号
債務者　板室　繁実
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２１６号
群馬県伊勢崎市長沼町640番地11
債務者　中川美和子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６号
群馬県沼田市上原町1756番地189　ウインベル上原　301号
債務者　萩原　　厚
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第８６５号
京都市伏見区久我御旅町４番地121
債務者　宮脇　順子（旧姓太村）
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８６６号
京都府向日市向日町南山39番地の18　ヴィーヴル向日　104号室
債務者　里田　博美
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８７２号
京都府木津川市相楽神後原57番地１　ブルグ藪内２号館106号、前住所京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台20―203号
債務者　松澤　嘉彦
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８９６号
京都市南区西九条蔵王町56番地　エステムプラザ京都聚楽第雅邸　206号室
債務者　山田志乃舞
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３９号
京都府福知山市字堀1289番地の１　ユーミー南本堀102号
債務者　丸山　智子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係